



豊監公表第16号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年（2022年）11月25日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	松 下 三 吾
同	木 村 真

令和4年(2022年) 11月 7日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

## 記

1 (監査実施日 令和3年10月29日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
総務部 契約検査課	<b>◆再委託金額の確認ができない場合の暴力団排除条例に係る誓約書提出の取扱いについて</b> デジタル戦略課の再委託を承諾した委託契約において、再委託に付す委託金額が暴力団排除条例にかかる誓約書の添付が必要な500万円以上であるかどうかを確認できないものが有った。再委託の金額が確認できない場合の暴力団	当該要望事項に対し、別添の令和4年(2022年)10月1日付豊総契第371号「暴力団排除条例に係る誓約書の提出について(事務連絡)」により、契約金額が500万円以上の案件で、再委託金額が明確でない場合は、暴力団排除条例に係る誓約書の提出を受注者に求める旨を全庁的に周知した。

	<p>排除条例に係る誓約書の提出の取扱いについて、所管課として様式等により明確にされるとともに、全庁的に周知を図られたい。</p>	
--	---	--

豊総契第 371 号  
令和 4 年（2022 年）10 月 1 日

各部（局）総務担当課長 様

契約検査課長

暴力団排除条例に係る誓約書の提出について（事務連絡）

このことについて、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱において、契約金額 500 万円以上の案件は、受注者は暴力団排除条例に係る誓約書を市に提出するよう求めるものとなっております。

また、再委託金額が 500 万円以上の場合でも、受注者は再委託先から当該誓約書を徴収し、市への提出を求めています。

しかしながら昨今、受注者からの再委託承諾申し出の際、再委託金額が社内の機密事項であること理由から、再委託金額の確認が困難な案件が見受けられます。

このような契約金額が 500 万円以上の案件で、再委託金額が確認できない場合、受注者に対し、再委託先から当該誓約書を徴収し、市に提出するよう求めるものといたしますので、適切な取扱いをお願いいたします。

運 用 ： 契約締結日が令和 4 年（2022 年）10 月 1 日以降の案件